

県内全域の飲食店の皆さまへ 時短要請協力金の先渡給付を行います！

まん延防止等重点措置区域

1店舗当たり

第三者認証店以外
(20時までの時短・酒類提供不可) **30万円** (2.5万円/日×12日)

県内全域の飲食店

第三者認証店
(20時までの時短・酒類提供不可) **36万円** (3万円/日×12日)

第三者認証店
(21時までの時短・酒類提供可) **30万円** (2.5万円/日×12日)

申請期間 1月31日(月)～2月8日(火) ※当日消印有効

申請対象

- 先渡給付を受けるには、申請（先渡給付申請）が必要です。
- 1月27日(木)～2月20日(日)の時短要請に全面的に協力いただける方。
- 令和2年11月1日から令和3年9月30日までの時短要請に応じていただき、協力金の受給実績のある方。
- 時短要請期間が終了した後に「**本申請**」を必ず行うこと。
- 売上高方式を選択した方に限ります。

申請方法 FAX, 電子メール, 郵送 のいずれかを選択 (※事業者毎に申請)

<申請窓口>

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

● FAXの場合

099-813-7641

● 電子メールの場合

zitan@kag-manen.jp

● 郵送の場合

〒892-8799

鹿児島東郵便局留

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局 宛

先渡給付申請書在中

※ FAXや電子メールで申請できるのは、「先渡給付申請」のみです。「本申請」については、簡易書留やレターパックによる郵送で申請してください。FAXや電子メールで申請しても受け付けられません。

申請書類

先渡給付申請書 (申請書類は、1月31日(月)13時に公開します)

※ 県ホームページからダウンロードすることができます。また、対象区域の地域振興局・支庁、市役所・町村役場、商工会議所・商工会、(公財)かごしま産業支援センターでも受け取ることができます。

！ 先渡給付申請を行った方は、本申請も必ず行ってください ！

- 売上高に応じて算出した協力金総支給額と先渡給付額の差額については、本申請の際に審査の上、追加給付します。
- 給付要件を満たしていなかったことが判明した場合、先渡給付額は返還していただきます。
- 本申請に関する詳細については、随時県ホームページなどでお知らせします。

<申請期間 (本申請) > 令和4年2月21日(月)～5月2日(月)

協力金に関するお問い合わせ先

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

電話 099-295-0286

受付時間 9:00～17:00 (平日)

詳細は、県のホームページでもお知らせしています。

鹿児島県 時短要請協力金

検索

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金（1/27~2/20要請分）について

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等の皆様に、営業時間短縮（以下、「時短」という。）をお願いいたしました。
- 県の要請に応じ、協力いただいた事業者に対して、下記のとおり「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を支給します。

(1) 協力金の対象

次のいずれも満たす方となります。

- ① 県内全域に、時短要請の対象となる施設を有しているものとする。
※ ただし、政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でない判断するものを除く。
- ② 県の時短要請（期間：令和4年1月27日（木）0時から同年2月20日（日）24時までの全ての期間）に応じて、以下の時短要請にご協力いただいていること。
- ③ 時短要請の時点（令和4年1月25日）で、
 - ・ 対象区域において営業継続中であり、
 - ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設であること。
 ※ 第三者認証店とは、「鹿児島県飲食店第三者認証制度」の認証店をいう。
- ④ 業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等を遵守していること。
- ⑤ 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。
また、前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

区分	通常の営業時間	要請内容	
		営業時間	酒類提供
第三者認証店以外の店舗	20時を超える	5時～20時まで	不可
第三者認証店	20時を超える（～21時以前）	5時～20時まで	不可
	21時を超える（※①又は②を選択）	① 5時～20時まで ② 5時～21時まで	可

(2) 協力金の金額

今回の協力金は、店舗の事業規模に応じて、額が決まります。

要請内容		中小企業	大企業〔中小企業も選択可〕
第三者認証店以外の店舗	5時～20時まで 酒類提供：不可	62.5万円～187.5万円 ※一日当たりの協力金額（2.5～7.5万円）×要請期間（25日間）	上限500万円 ※一日当たりの協力金額（①売上高減少額/日×0.4）×要請期間（25日間） ※ただし、①の上限は20万円又は前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い方
第三者認証店	5時～20時まで 酒類提供：不可	75万円～250万円 ※一日当たりの協力金額（3～10万円）×要請期間（25日間）	上限500万円 ※一日当たりの協力金額（①売上高減少額/日×0.4）×要請期間（25日間） ※ただし、①の上限は20万円
	5時～21時まで 酒類提供：可	62.5万円～187.5万円 ※一日当たりの協力金額（2.5～7.5万円）×要請期間（25日間）	上限500万円 ※一日当たりの協力金額（①売上高減少額/日×0.4）×要請期間（25日間） ※ただし、①の上限は20万円又は前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い方

(3) 申請受付

- ① 申請期間 令和4年2月21日（月）から5月2日（月）まで（※ 2月21日（月）13時受付開始）
- ② 申請窓口 〒892-8799 鹿児島東郵便局留 鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局
- ③ 申請方法 「申請窓口」まで申請書類を簡易書留、レターパックで郵送（※事業者毎に申請）
- ④ 申請書類 2月21日（月）13時に、県ホームページへ掲載します。

対象区域の地域振興局・支庁・事務所、市町村役場、商工会議所・商工会のほか、かごしま産業支援センターでも申請書類が受け取れます。）

- ア 協力金申請書〔指定様式〕
- イ 振込先口座通帳の写し
- ウ 本人確認書類（免許証の写し等）
- エ 営業実態が確認できる書類（確定申告書の写し等）
- オ 【店舗毎】申請する店舗の写真
- カ 【店舗毎】営業に必要な許可を有していることがわかる書類（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく、飲食店営業又は喫茶店営業許可証の写し）
- キ 【店舗毎】営業時間短縮期間及び短縮した営業時間が確認できる書類（告知するポスター・チラシ、写真等）
- ク 誓約書〔指定様式〕
- ケ 売上高が確認できる書類 など

＜ 協力金の先渡給付を行います ＞
詳しくは別添チラシをご覧ください

(4) 営業時間短縮要請・協力金について

詳細は、県のホームページでお知らせしております（「営業時間短縮要請に関するよくある質問」は随時更新中）

県トップページ>健康・福祉>医療>新型コロナウイルス感染症>事業者の皆さまへ>飲食店に対する営業時間の短縮要請・協力金

(5) お問い合わせ先

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局：099-295-0286（9:00～17:00（平日））